

ID: 1969

担当部署: 住民課

処分の概要	資格確認書の交付		
法令名 根拠条項	国民健康保険法施行規則 第6条第2項		
法令番号	昭和33年厚生省令第53号		
【基準】	<p>省令第6条第2項の規定による。 (資格確認書の交付等)</p> <p>第6条</p> <p>2 市町村は、前項の規定による交付の申請があつたときは、第4項各号に掲げる事項を記載した資格確認書を、申請者に有効期限を定めて交付しなければならない。この場合において、資格確認書は、その世帯に属する被保険者であつて、電子資格確認(法第36条第3項に規定する電子資格確認をいう。第7条の3第2項第2号及び第24条の5第1項第3号において同じ。)を受けることができない状況にあるものごとに作成するものとする。</p>		
標準処理期間	7日		
備考			
設定年月日	令和7年4月1日	最終変更年月日	年 月 日